

川子総発第85号
令和3年3月31日

保育所
小規模保育事業所 代表者 様
事業所内保育事業所

川口市子ども部子ども総務課長

保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて（通知）

日頃より、本市の児童福祉行政にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。
す。

さて、厚生労働省子ども家庭局長より、別添のとおり通知がありましたので、お知らせいたします。

なお、本市においては、依然として待機児童が発生しているものの、現時点では別添通知の1（1）、（2）に記載されている条件の全てを満たすとは判断していないことから、この取扱いを適用しないこととします。

つきましては、短時間勤務の保育士を配置する場合には、これまでと同様に、常勤の保育士が各組・各グループに1名以上（乳児を含む各組・各グループであって当該組・グループに係る最低基準上の保育士定数が2名以上の場合は、1名以上ではなく2名以上）配置するようお願いいたします。

問い合わせ先

子ども部子ども総務課政策係
電話：048-271-9457